

形質変更時要届出区域台帳（区域指定解除により消除）

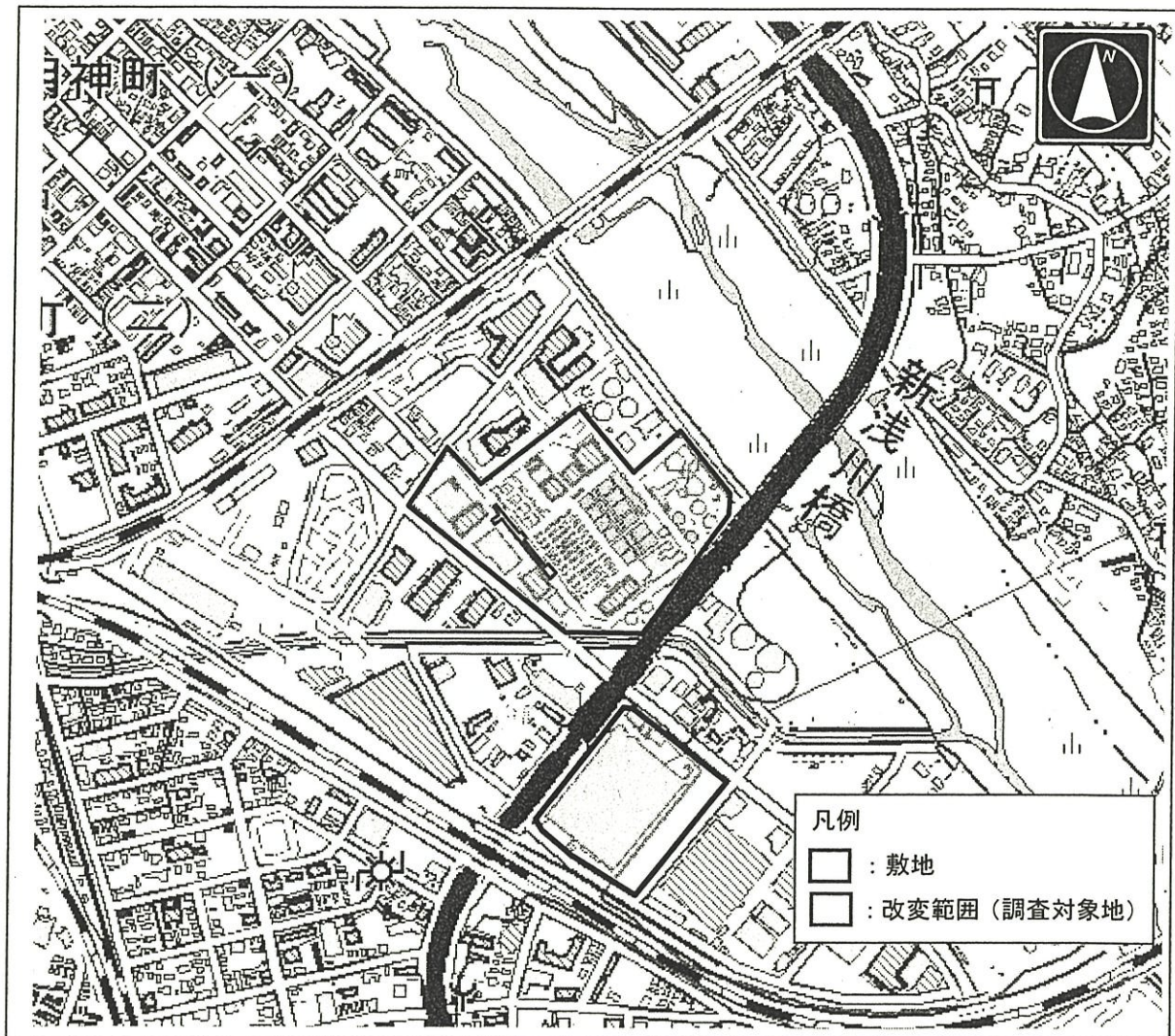
八王子市

整理番号	整－２－３	指定年月日・指定番号	令和２年(2020年)９月４日・形－22	所在地	八王子市北野町596－３の一部	
調製・訂正年月日	令和２年(2020年)９月４日 調製、令和２年(2020年)12月1日 訂正、令和３年(2021年)３月８日 指定解除					
形質変更時要届出区域の概況	下水処理場				面積	38.65 m ²
法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				－		
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				－		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				－		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				土壤汚染の除去（掘削除去）		
第58条第５項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				－		
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和2年(2020年)8月19日	鉛及びその化合物		含有量基準・ <u>溶出量基準</u> ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和２年(2020年)11月18日 (令和２年(2020年)12月３日)	令和３年(2021年)２月15日	汚染土壤掘削除去	八王子市	<u>有</u> ・無	分別等処理 (異物除去、含水率調整)
					有・無	
					有・無	

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

２ 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

調査対象地の位置図



出展：国土地理院

6. 調査結果

(1) 第一種特定有害物質（土壌ガス）

第一種特定有害物質（土壌ガス）の結果を表 5-1 に示す。

表 6-1 第一種特定有害物質（土壌ガス）

地点名	採取日	(単位: vol ppm)											
		クロロ エチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	ジクロロ タン	テトラクロロ エチレン	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	トリクロロ エ チレン	1,3-ジクロロ プロペン	ベンゼン
1H3-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-4	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05

(2) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料）

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料）の結果を表 6-2～表 6-3、図 6-1 に示す。

表 6-2 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：表層）

試料名				1H3-3	1H4(1, 2, 3, 4)	1H5(1, 2, 3)	1H6(1, 2, 3)
分析項目名	単位	基準	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
溶出試験	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
	六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.005
	シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
	砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	0.004	0.002
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.17	0.50	0.29
	ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
含有試験	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10
	シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	25	13
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50

備考 1: 「検出されないこと」とは「定量下限値未満」を示す。

表 6-3 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：配管下）

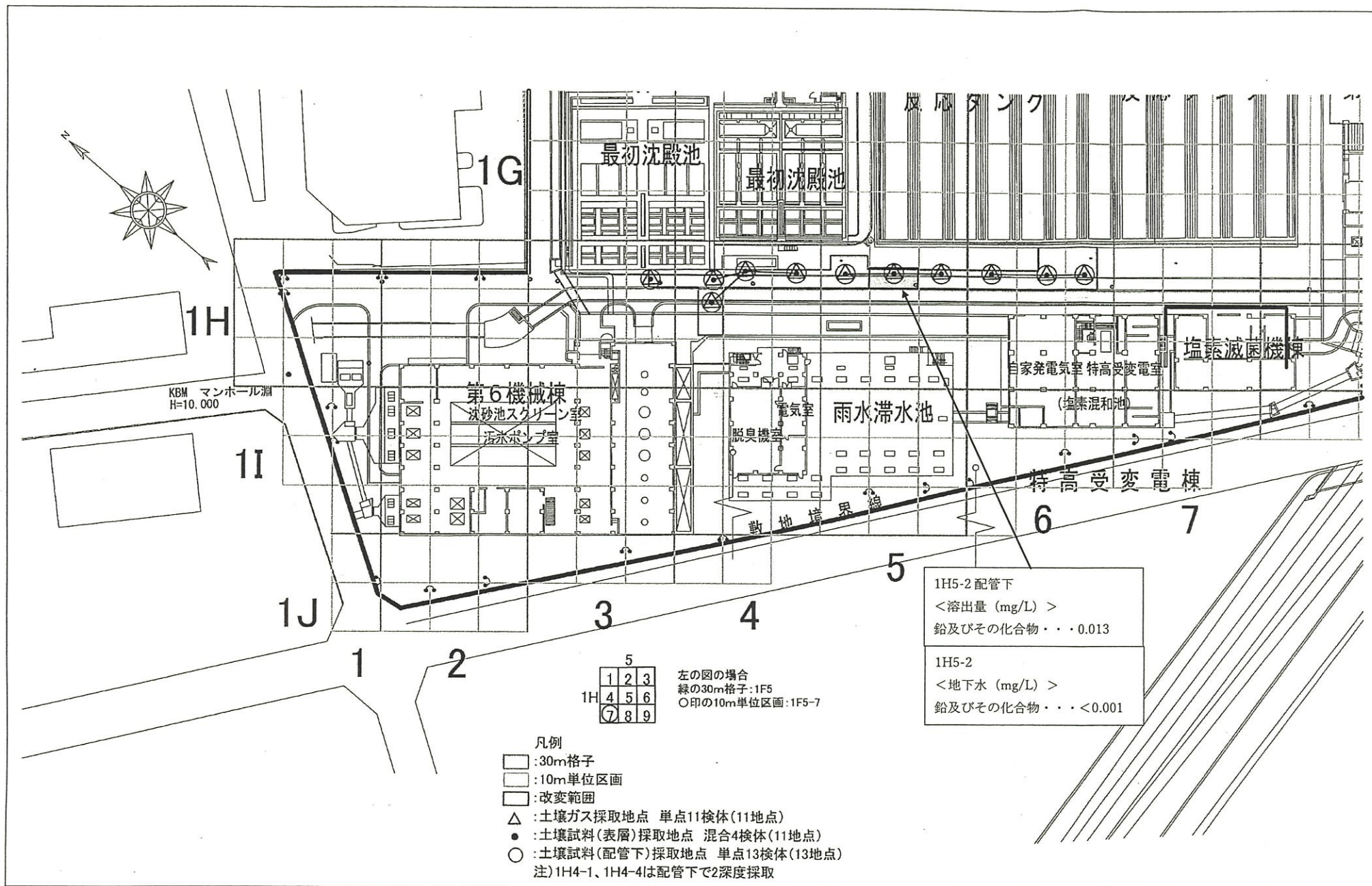
試料名				1H3-3 配管下	1H4-1 配管下①	1H4-1 配管下②	1H4-2 配管下	1H4-3 配管下	1H4-4 配管下①	1H4-4 配管下②	1H5-1 配管下	1H5-2 配管下	1H5-3 配管下	1H6-1 配管下	1H6-2 配管下	1H6-3 配管下
分析項目名	単位	基準	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
溶出試験	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.005	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
	シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.002	<0.001	<0.001	0.002	0.006	<0.001	0.003	0.004	0.004	0.001	0.002	0.002
	砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	0.006	0.001	0.003	0.002	<0.001	0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.24	0.21	0.09	0.22	0.25	0.45	0.50	0.09	0.42	0.37	0.45	0.26
	ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
含有試験	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
	シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	16	10	10	37	27	25	<10	<10
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50

備考 1: 色付きは基準不適合を示す。

備考 2: 「検出されないこと」とは「定量下限値未満」を示す。

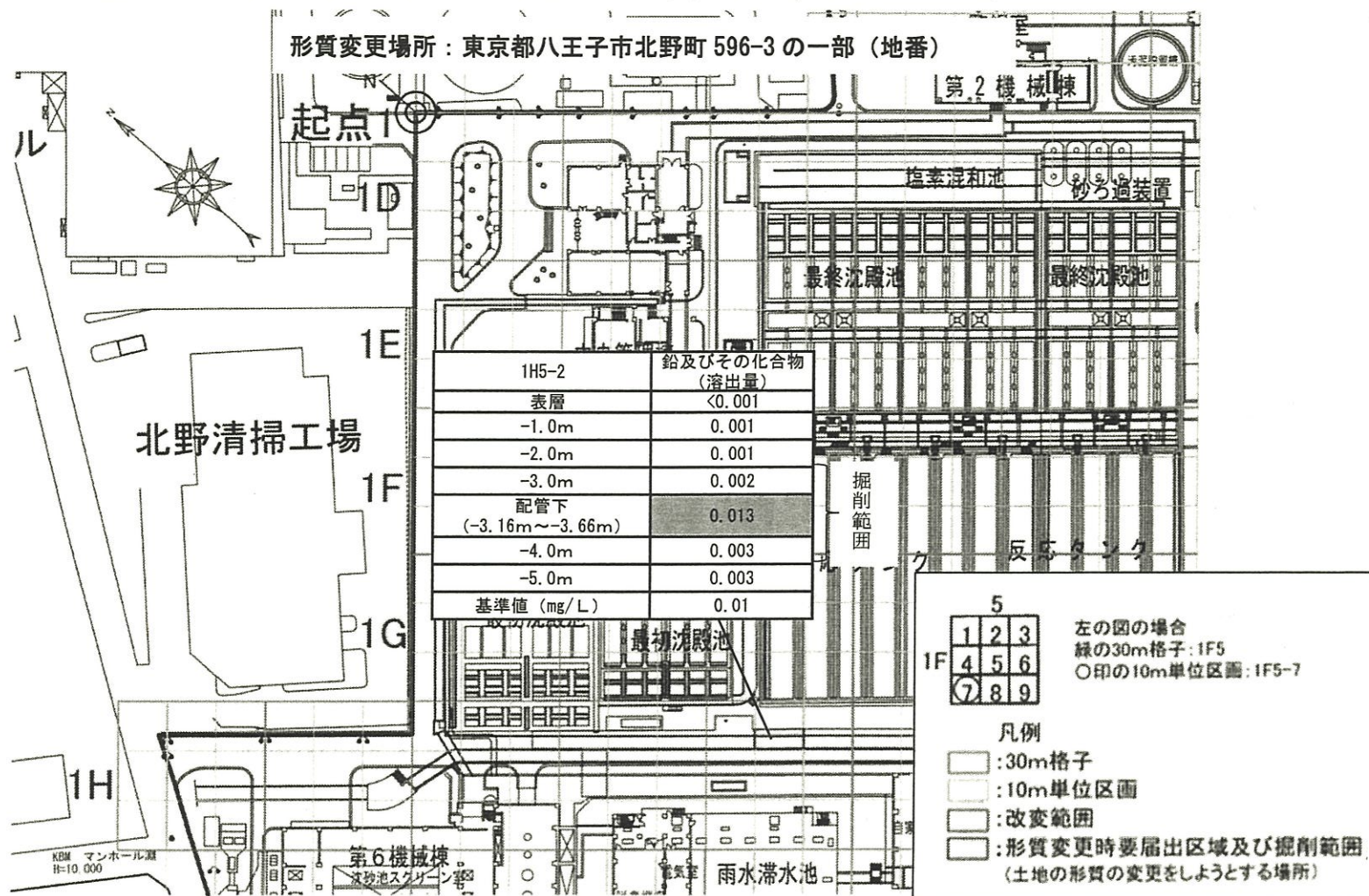
備考 3: 六価クロム化合物については、一部の区画で共存物質の影響により定量下限値を 0.005 から 0.01 に変更した。

備考 4: 1H4-1②の配管深度は GL-8.45m、1H4-4②の配管深度は GL-5.90m とした。その他の配管下の深度は GL-3.16m とした。

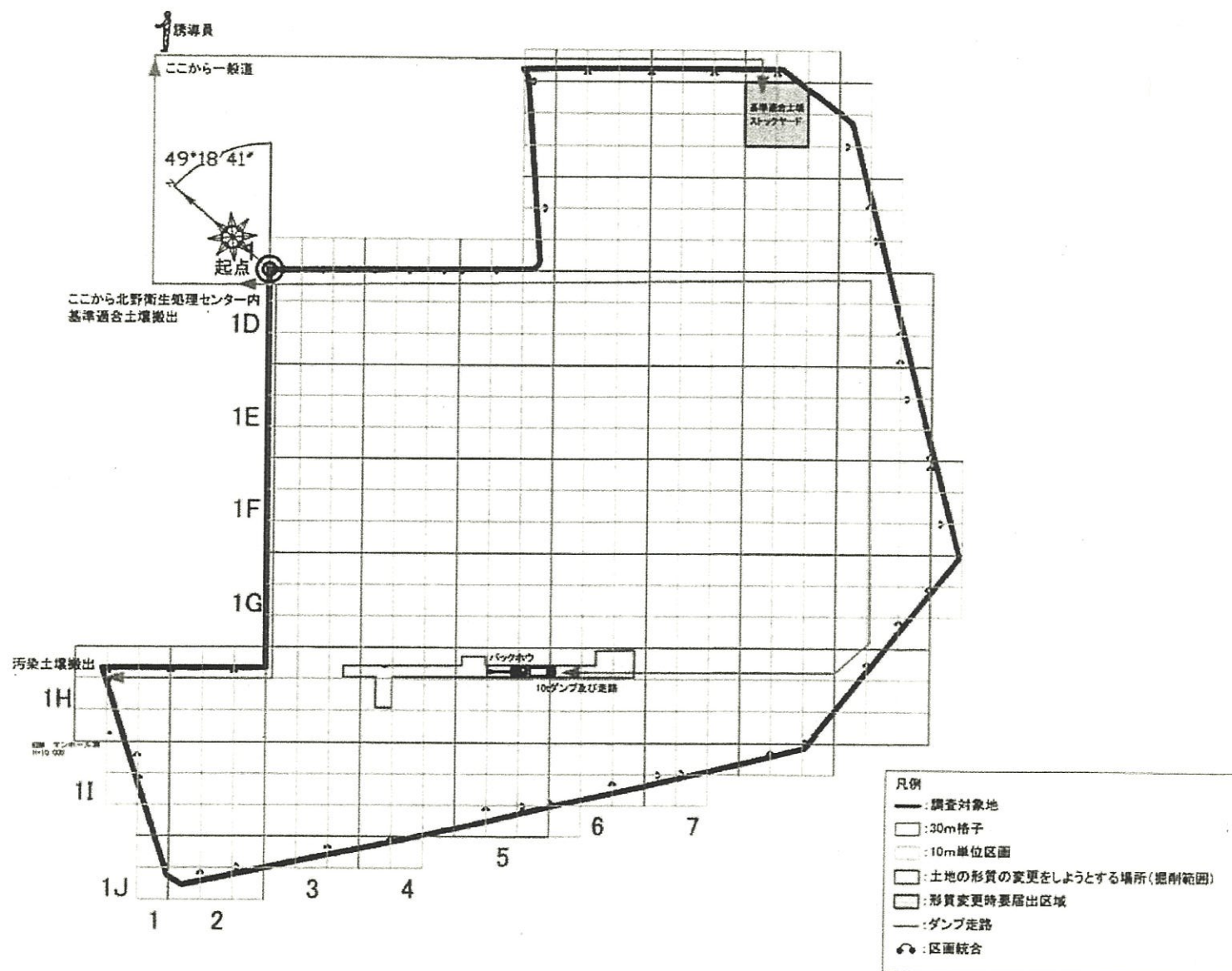


土地の形質の変更をしようとする場所及び形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

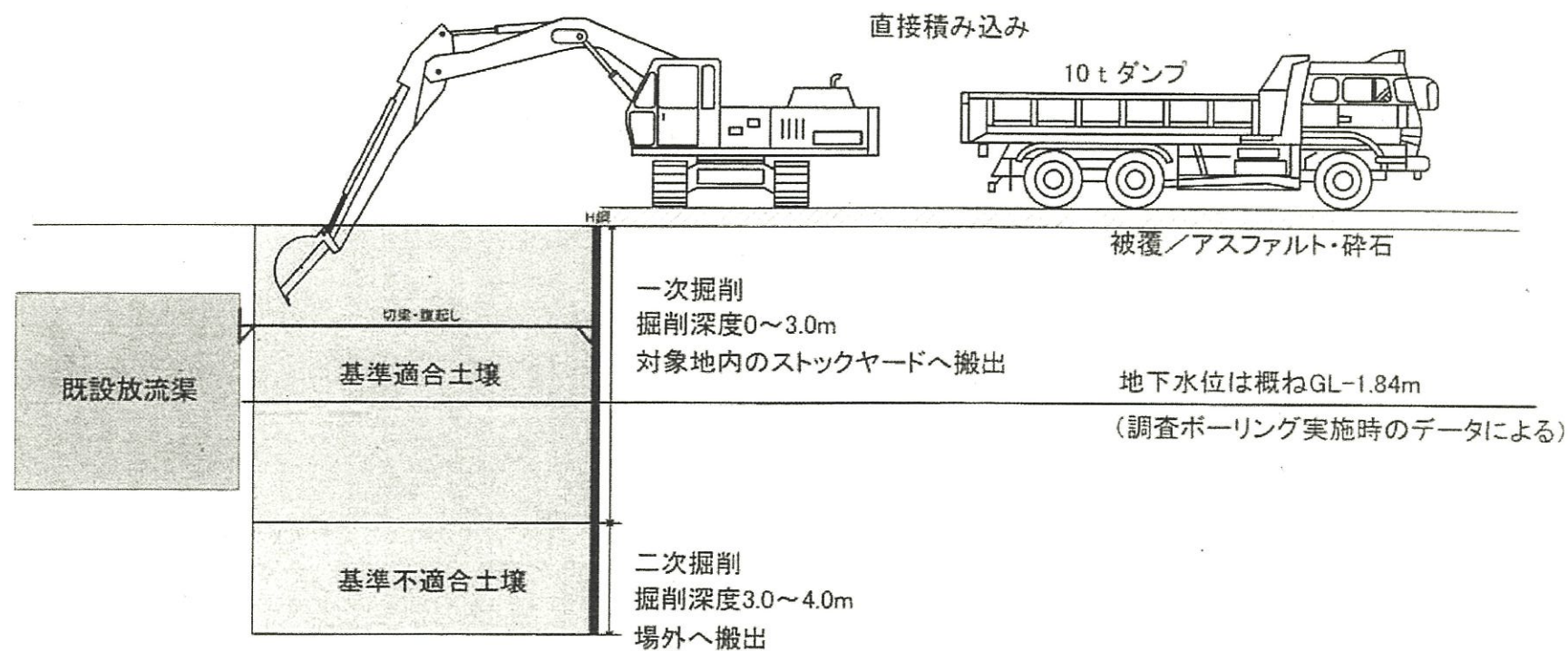
形質変更場所：東京都八王子市北野町 596-3 の一部（地番）



土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図



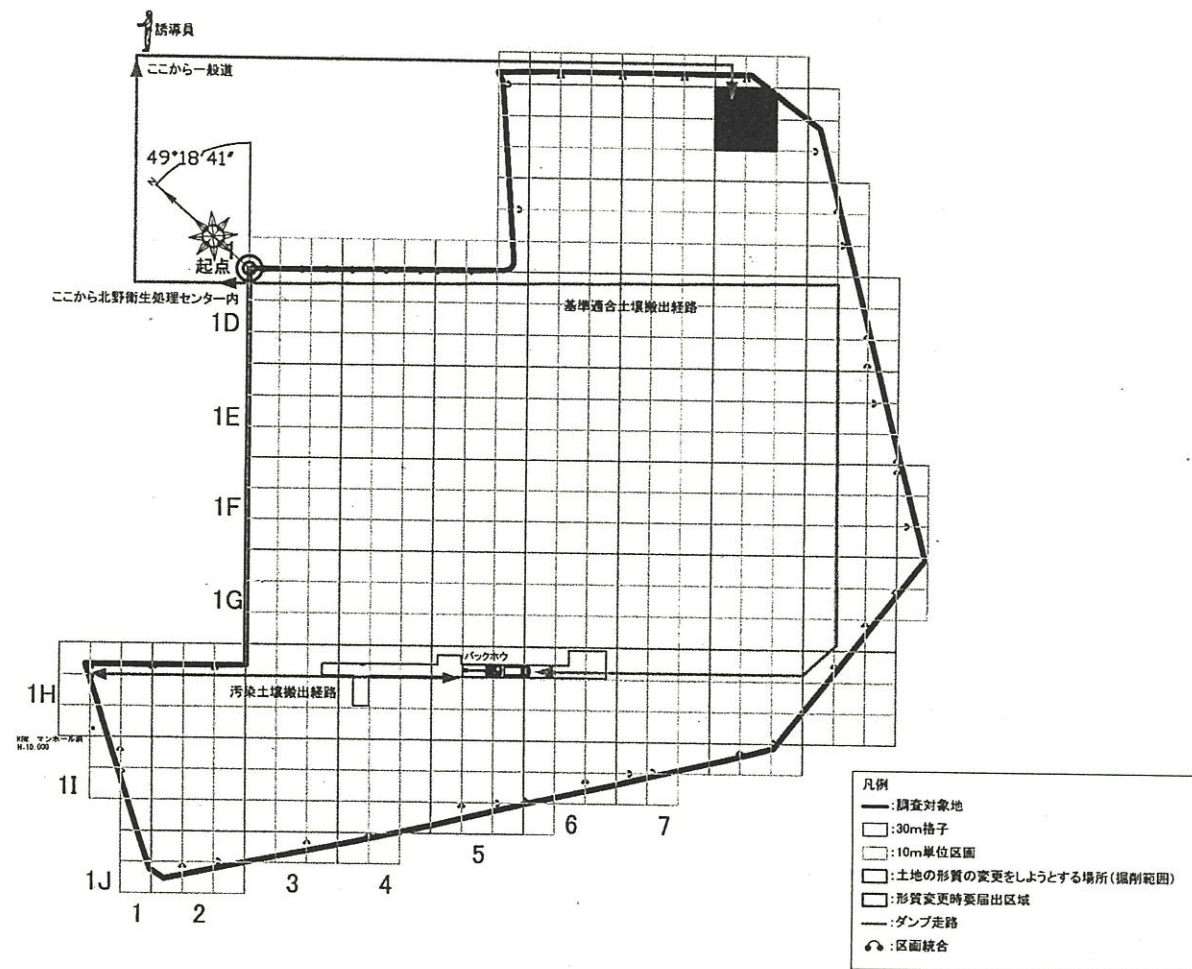
土地の形質の変更の施工方法を明らかにした断面図



※水中ポンプにより適宜排水を行う。

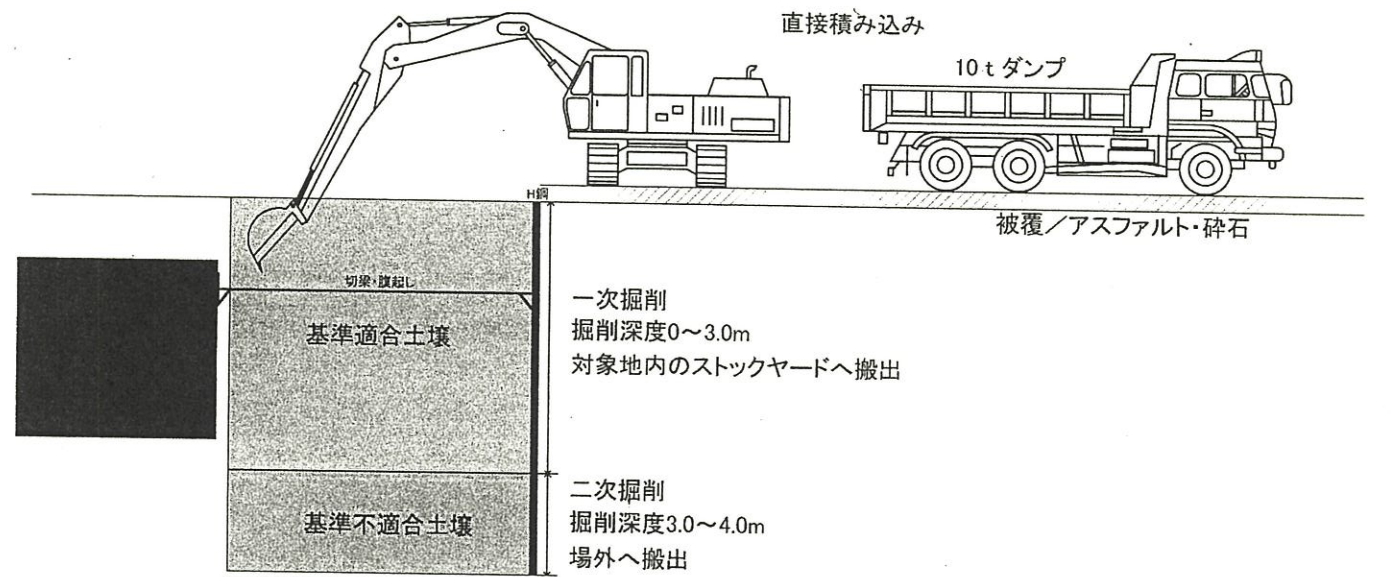
施工方法を明らかにした平面図

添付書類4-1



施工方法を明らかにした断面図

添付書類4-2



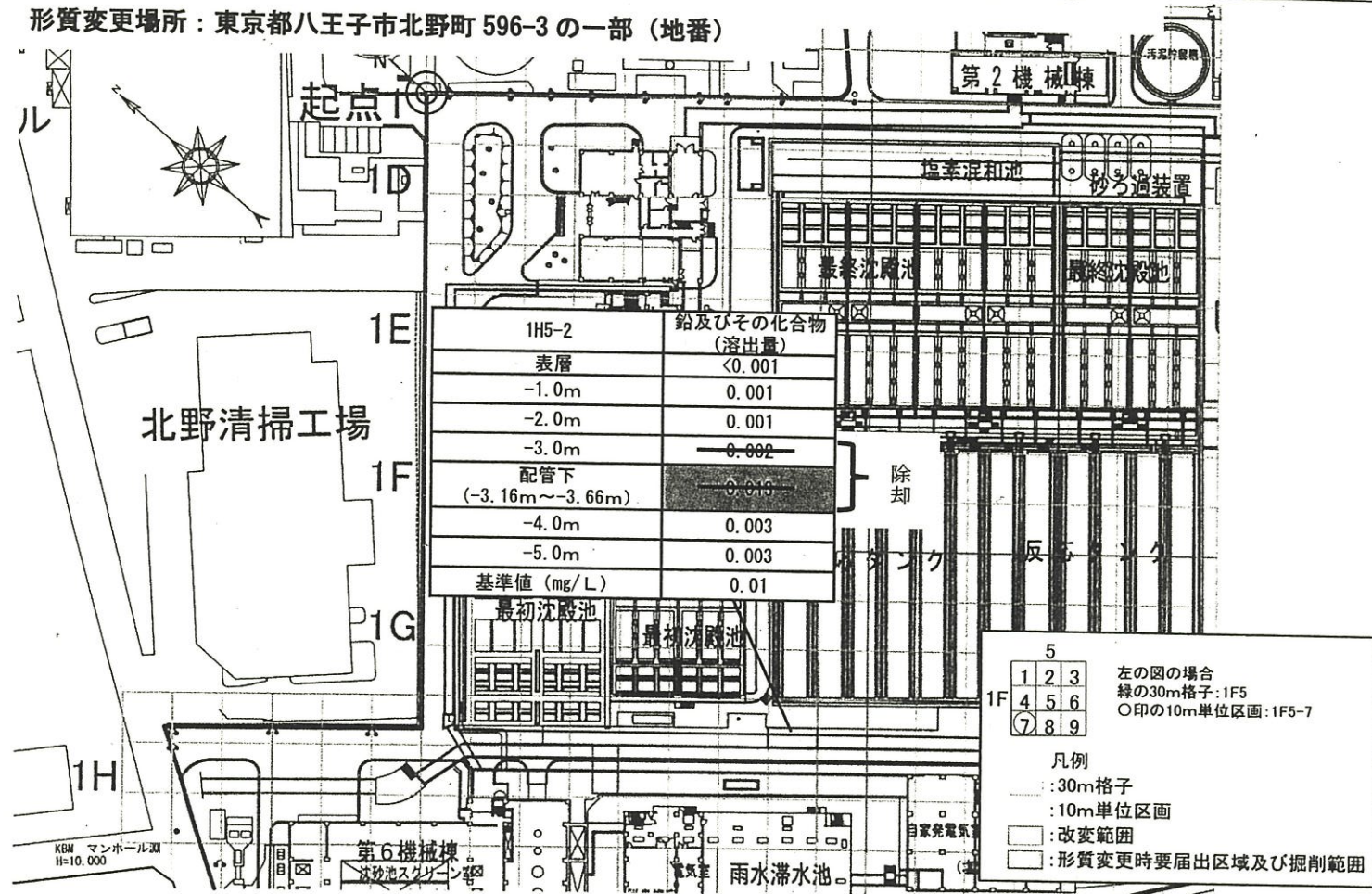
地下水位は概ねGL-4.41m~4.45mで推移
(工事期間中のデータによる)

※水中ポンプによる排水は行わなかった。

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面①

添付書類7-1

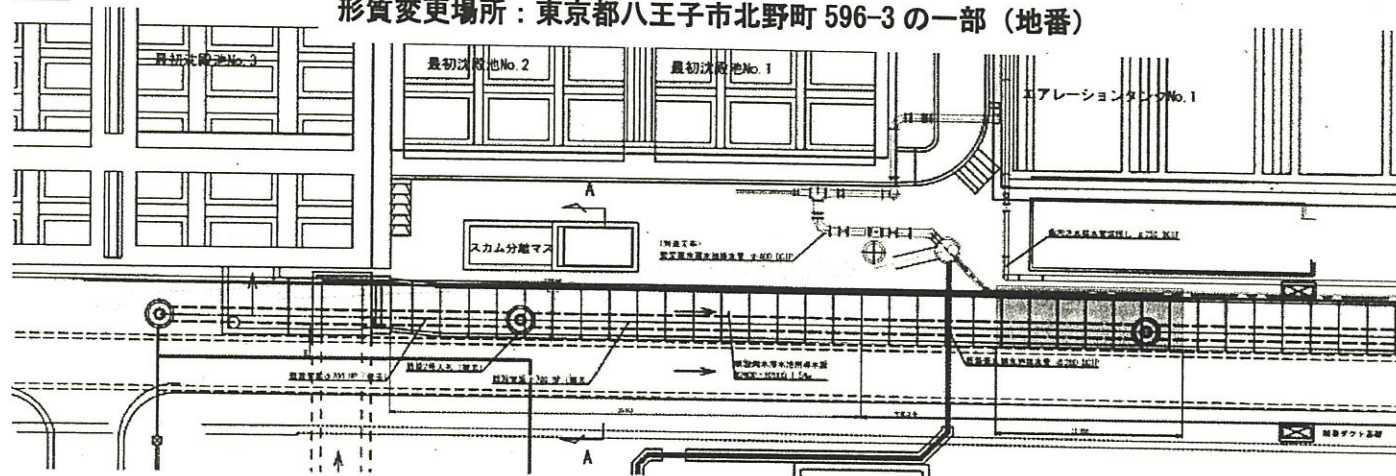
形質変更場所：東京都八王子市北野町 596-3 の一部（地番）



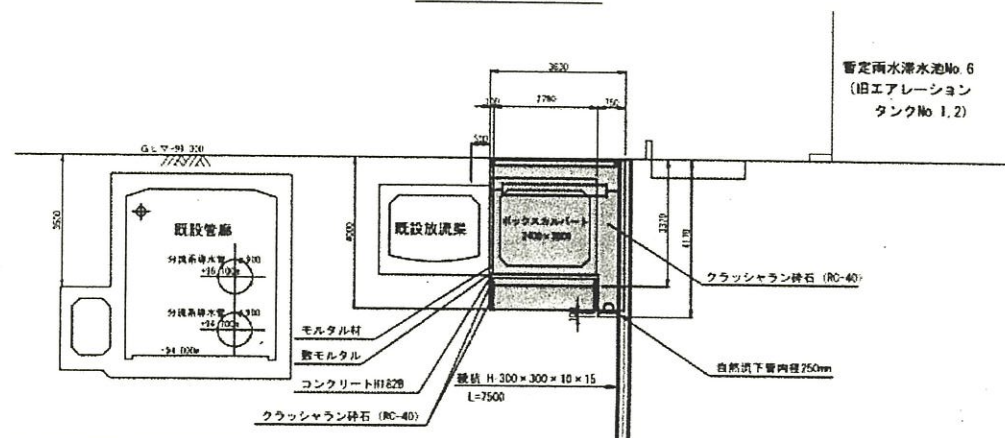
※基準不適合土壌は対象地より全量掘削し、残置はない。汚染土壌対策工事は令和2年12月12日に終了した。ボックスカルバートの敷設、上部路盤舗装については1月25日に終了した。

※ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面②

形質変更場所：東京都八王子市北野町 596-3 の一部（地番）



A-A断面図 S=1.50



暫定雨水溜水池No. 6
(旧エアレーション
タンクNo. 1, 2)

工事名	令和7年度 文京区庁舎等整備工事
図面番号	計画図・設計図
図面内容	雨水貯留池・雨水ポンプ
作成者	令和7年 1月 31日
図面作成	図面作成
図面確認	図面確認
図面承認	図面承認
図面監査	図面監査
図面審査	図面審査
図面評価	図面評価
図面報告	図面報告

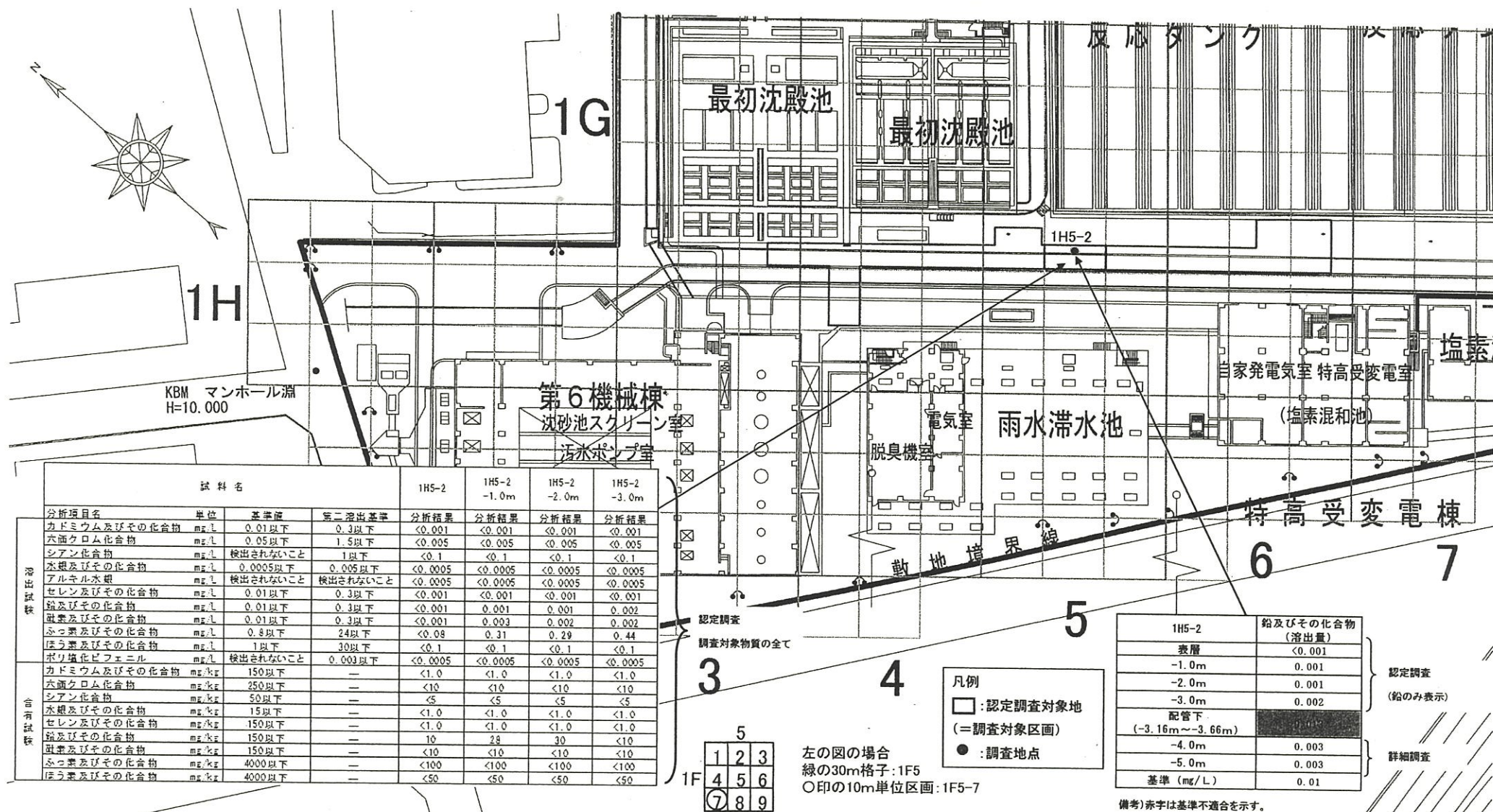


図 5-1 最終結果図